

令和8年9月11日

福島県地域福祉支援計画の見直しについて

1 福島県地域福祉支援計画について

(1) 計画の目的

社会福祉法第108条の規定に基づく都道府県地域福祉支援計画として策定するものであり、本県の市町村支援の基本方針を定めるとともに、市町村地域福祉計画の策定及び達成に資するため、広域的な見地から地域福祉の推進に関する事項を定めるもの。

(2) 策定期間（現行計画）

令和3年3月

(3) 計画期間（現行計画）

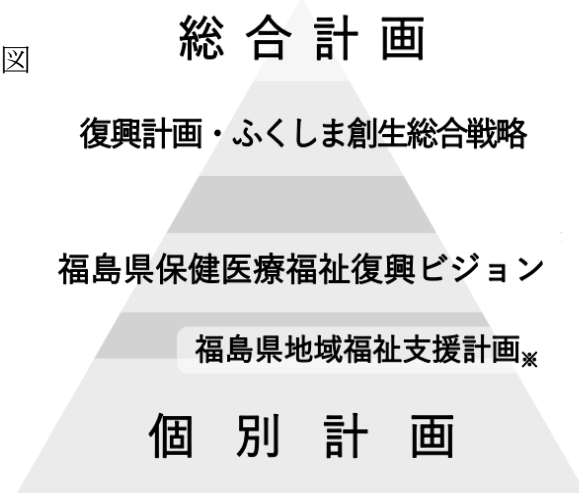
令和3年度から令和8年度 6年間 ※本年度で計画期間が満了。

2 計画の見直しについて

(1) 計画の位置づけ

地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進をするため、当該計画は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載し、いわゆる上位計画として定めるよう求められている。

計画のイメージ図



令和3年10月に、本県の新たな「総合計画」を策定しました。「総合計画」は県のあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す県の最上位計画です。

「福島県保健医療福祉復興ビジョン」は、総合計画の部門別計画として、本県の保健医療福祉分野における中長期的な施策の方針を示す計画であり、保健福祉部及びこども未来局の各個別計画策定の指針となります。施策ごとの具体的な取組内容については各個別計画で整理しており、「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の下に、それぞれの計画が相互に連携し、一体となって本県の保健医療福祉施策を推進します。

※「福島県地域福祉支援計画」は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉等の各分野における共通的な事項を記載することで、上位の計画として位置づけられています。

(2) 見直し時期

本年度内に見直しを行う。

(3) 見直しの進め方

計画の見直しにあたっては、市町村及び関係機関への意見照会、社会福祉審議会での審議、パブリックコメントによる意見募集により、関係者、学識経験者、県民の方々のご意見を取り入れながら見直しを進める。

(4) 現行計画の指標

地域福祉支援計画に記載の内容					令和3年度 実績値 (R4照会の回答)	令和4年度 実績値	令和5年度 実績値	令和6年度 実績値
基本方針	No.	指標	現状値(※1) (令和2年度)	目標値				
(1) 東日本大震災からの復興に向けた地域福祉の推進	1	避難者見守り活動支援事業における生活支援相談員数	160	-	137	143	138	129
	2	復興公営住宅等における自治組織数	59	増加を目指す	61	62	62	62
(2) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	3	就労準備支援事業の実施自治体(県及び市)数	10	増加を目指す	12	12	12	13
	4	自殺者数	333 (令和元年度)	310人以下 (令和3年)	336 (令和3年 概数)	345	354	337
	5	成年後見制度の利用促進のための中核機関の設置市町村数	3	59 (令和7年度)	7	27	30	48
	6	認知症カフェ設置市町村数	52	59 (令和7年度)	54	57	57	57
(3) 市町村の地域福祉推進への支援	7	市町村地域福祉計画策定率	54.2%	100.0%	57.6%	61.0%	69.5%	83.0%
(4) 地域福祉を担う人づくり	8	介護職員初任者研修の修了者数	1,043人 (令和元年度)	増加を目指す	1,077	965	871	776
	9	保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	0.40%	0% (令和6年度)	0.2又は0.18 (※2)	0.1又は0.07 (※2)	0.04	0.05
(5) 地域福祉サービスの基盤づくり	10	福祉サービス第三者評価受審件数(単年)	13	5	9	8	13	15
(6) 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援	11	重層的支援体制整備事業の実施市町村数	-	10	0	2	4	4
	12	地域福祉活動推進のための人材(コーディネーター)の養成者数	-	450	255	285	262	191

※改正後計画の指標については、現在調整中。

3 主な個別計画について

- 健康ふくしま21計画
- 福島県高齢者福祉計画・福島県介護保険事業支援計画
- 福島県認知症施策推進計画
- 福島県こどもまんなかプラン
- 介護人材確保戦略
- 福島県障がい者計画
- 福島県障がい福祉計画
- 福島県障がい児福祉計画
- 福島県障がい者工賃向上プラン
- 福島県困難な問題を抱える女性への支援並びにDVの防止及び被害者の保護・支援のための基本計画 他

4 見直しスケジュールについて

年度	月	会議等	内容	備考
R8	9月	社会福祉審議会	・諮問 ・計画素案を審議	
	10月	パブリックコメント	・パブリックコメント実施、整理、最終取りまとめ	
	11月	社会福祉審議会	・パブリックコメント等を反映した計画案を審議	
	1～2月		・社会福祉審議会からの答申	
	3月		・計画決定	県ホームページ公開